

# 就学援助制度

就学援助制度とは、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の家庭に対し、お子さんが安心して勉強できるように、学習に必要な費用の一部を援助する制度です。

## ★ 援助の対象世帯

- ☆生活保護を必要とする状態に準ずる程度に困窮している世帯  
(生活保護を受けている世帯は除きます。)
- ☆教育委員会が援助を必要と認める世帯

## ★ 援助の申請受付期間と場所

確定申告の期間のうち 教育委員会が定める期間	赤坂中学校
その他の期間 (転入時・世帯の状況に変化があった時等)	学校教育課 (中央公民館内) 赤坂分室 (赤坂公民館内)

- 申請用紙は1世帯で1部です。学校での申請受付期間中は、上のお子さんのいる学校へ申請してください。  
小学校と中学校の両方にお子さんがいる場合の申請場所は中学校です。

## ★ 申請時に必要なもの

- ◎ 申請書
- ◎ 印鑑
- ◎ 源泉徴収票又は確定申告書の写し・前年の所得証明書等、世帯の所得が確認できる書類
- ◎ 賃貸住宅に居住している場合、家賃額の分かる書類

## ★ 援助の内容

学用品費	年度途中の認定・転出等は月割額での支給
新入学児童用品費	4月認定者のみ支給
宿泊を伴う校外活動費	実施日現在の認定者で参加者のみ
修学旅行費 (実費)	実施日現在の認定者で参加者のみ
学校給食費	認定期間中の食数に応じた金額
医療費	学校病のみが対象 医療機関での保護者負担額

※支給額にはそれぞれ補助限度額があります。

お気軽にご相談  
ください。

援助を受けることで、お子さんが安心して学校生活を送ることができるように、細心で最善の配慮をします。

## ★ お問い合わせ先

赤磐市教育委員会	学校教育課 教育振興係 086-955-0972
	赤坂分室 (赤坂公民館内) 086-957-2211

- ◎こんな場合は援助してもらえます? ◎年度の途中なんだけど
- ◎最初の申請の時と状況が変わりました 等々